

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240308	有限会社大竹交通(法人番号1240002037503) 代表者木本弘三	広島県大竹市油見3丁目20番19号	本社	広島県大竹市油見3丁目20番19号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和6年2月15日及び同年2月27日、死亡事故を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)業務記録の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項及び第4項)	0	0
20240326	因の島バス株式会社(法人番号7240001059831) 代表者山田康文	広島県尾道市因島土生町1894-10	土生営業所	広島県尾道市因島土生町1894-10-2f	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年12月18日、当該事業者より無車検運行を行った旨の自己申告を受けたことを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)業務記録の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第1項及び第4項)、(2)乗務員等台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)無車検運行(運輸規則第45条)	6	6